

公募型指名競争入札の注意事項（電子入札以外の案件用）

公募型指名競争入札においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル（平成13年6月1日施行）、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成13年6月1日施行。以下「実施マニュアル運用基準」という。）及び高松市入札参加者心得（電子入札以外の案件用）（平成6年4月1日施行）等関係法令その他指示事項を承知の上、参加してください。

公正な入札

入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはけません。

虚偽記載の禁止

公募型指名競争入札に係る申請書類等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当と認められるときは、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づき処分されます。

入札の手続

- 1 公募型指名競争入札の入札参加通知を受けた者は、市指定様式による入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印しない場合は、責任者の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名並びに電話番号（以下「責任者等」という。）を記入）の上、封筒に入れて、糊で封をし、「㇏」の封字で封かんし、指定の期日までに募集条件に定められた方法にて下記の宛先に郵送してください。この場合、郵送方式は、一般書留郵便又は簡易書留便のいずれかによるものとします。

使用する封筒は、高松市の入札専用封筒によるものとし、契約監理課で無料配布します。

封筒には、宛先、開札日、工事名、入札者の氏名（法人においては名称及び代表者の氏名）及び住所並びに入札書在中と明記してください。入札書の契約監理課への持参は認めません。

宛先：〒760-8799 郵便事業㈱高松支店留 高松市役所 契約監理課行

- 2 入札書は、黒又は青のペン又はボールペンで記入してください。
- 3 入札書の日付は、開札予定年月日を記載してください。
- 4 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。

予定価格の公表

公募型指名競争入札の予定価格は、工事については開札後（落札者が決定された場合に限る。）に、業務委託については詳細情報を公表する際に公表します。

入札金額の記載要領

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、次の要領で金額を記載してください。

- （１） 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- （２） 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に¥の字を記載してください。
- （３） 押印のある入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。押印のない入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、当該箇所近くの余白に訂正した者の氏名を記入（訂正した者が当初記入した担当者と異なる場合にあっては、担当者欄に訂正した者の氏名を追記）してください。ただし、いずれの方法による場合においても、金額の訂正は認めません。

積算内訳書の提出

市指定様式による積算内訳書に会社名及び金額を記入し、入札書に添付して提出してください。

郵送する前に

郵送する前に、入札書の下記の箇所に誤りが無いか十分点検してください。

- （１） 宛先（例：高松市長）
- （２） 日付（開札予定日を記載）
- （３） 住所
- （４） 入札者の氏名（法人においては名称及び代表者の氏名）
- （５） 工事名又は業務名
- （６） 金額（税抜き）

入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- （１） 入札参加資格のない者のした入札
- （２） 委任状の提出がない代理人のした入札
- （３） 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの
- （４） 次の各号に掲げる入札書の区分に応じ、当該各号に定めるもののいずれかが誤

脱し、又は不明であるもの

ア 押印のある入札書 金額、氏名、印影又は重要な文字

イ 押印のない入札書 金額、氏名、責任者等又は重要な文字

(5) 入札書の金額を訂正したもの

(6) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札

(7) 積算内訳書が添付されていないもの、積算内訳書と入札書の内容が一致しないもの又は積算内訳書において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引きをしているもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開札について

- 1 実施マニュアル運用基準に基づき市長が依頼した開札立会人でなければ、開札の場所に立ち入ることができません。
- 2 開札立会人は、開札について係員の指示に従わなければなりません。
- 3 開札の場所においては、携帯電話等の通信連絡機器の電源は切ってください。

入札の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。

落札者

- 1 契約書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかの確認が必要です。別途指示する期限までに免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱います。
- 2 上記1のほか、契約手続について、市長又は入札執行者の指示に従ってください。

異議の申立て

入札者は、入札後は、入札参加者心得やこの注意事項等入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

問い合わせ

公募型指名競争入札については、高松市財政局契約監理課（Tel 839-2511）にお問い合わせください。